

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省 0 2 - ②)

施策名		海洋安全保障			担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁			
施策の概要		開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進する。			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)			
達成すべき目標		①海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進 ②海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防		政策評価実施予定時期	令和4年8月
測定指標		目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援	海洋安全保障に関する他国間会議・訓練への参加			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (4) 海洋安全保障 開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進する。これにより、海洋秩序の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。		
		装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備			令和2年度				
		派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン湾における警戒監視、情報収集及び民間船舶の護衛等			令和5年度				
		シーレーン沿岸国などの海洋安全保障に関する能力の向上			令和2年度				
		中東地域における日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集			令和2年度				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		令和2年行政事業レビュー事業番号
		29年度	30年度	令和元年度	2年度				
(1)	フィリピンへのTC-90の移転(H28)	357 (339)	200 (184)	171 (149)	135	1	フィリピンへ海自練習機TC-90を移転し、フィリピン海軍にTC-90を持続的に運用させることで、同国の人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握の能力を向上させ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目指す。		0336
(2)	海賊対処に要する経費(H21)	5,735 (4,695)	5,775 (5,357)	6,003 (5,507)	4,586	1	海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、年間約1,700隻もの日本関係船舶が通航する欧州・中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為を抑制して、船舶の航行の安全を確保することが不可欠であるため、自衛隊が海賊対処行動を実施する。		0338
(3)	中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため自衛隊の部隊が実施する情報収集活動に必要な経費	0 (0)	0 (0)	494 (204)	4,355	1	世界における主要なエネルギーの供給源であり、我が国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の安全を確保することは非常に重要であるところ、中東地域において緊張が高まっている状況に鑑み、防衛省・自衛隊は艦艇及び航空機の活用によって、日本関係船舶の安全確保のための情報収集態勢を強化することが必要なため、情報収集活動を行う。		02-0019
施策の予算額・執行額		6,092 (5,034)	5,975 (5,541)	6,668 (5,860)	9,076	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(4)海洋安全保障			

※達成手段の令和2年度行政事業レビューシートは、中間公表段階のものである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省02-㊦)

施策名	海洋安全保障
-----	--------

測定指標	目標	施策の進捗状況
------	----	---------

①インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援

海洋安全保障に関する他国間会議・訓練への参加

元年度	<p>●会議 令和元年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。 ・ADMMプラスEWG(海洋安保)(5月、9月)</p> <p>●訓練 令和元年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。 ・日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」(5月) ・日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード19-1」(5月) ・日米豪共同訓練(5月) ・米国主催国際海上訓練(10月) ・米比共同訓練「MTA SAMA SAMA 2019」(10月) ・第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パシフィック・リーチ2019」(11月) ・米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練「シードラゴン2020」(1月)</p> <p>また、下記の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化を図った。 ・日仏共同訓練(4月) ・日ブルネイ共同訓練(4月) ・日印共同訓練(4月×2回、5月、12月) ・日豪共同巡航訓練(5月) ・日オマーン共同訓練(5月) ・日インドネシア親善訓練(5月) ・日比共同訓練(5月、6月、9月) ・日加共同訓練「KAEDEX19-1」(6月) ・日露捜索・救難共同訓練(6月) ・日米共同訓練(6月×2回、8月、2～3月) ・日露海賊対処共同訓練(1月) ・日スリランカ共同訓練(1月) ・日EU海上部間共同訓練(1月、2月) ・日仏海賊対処共同訓練(1月、2月、3月)</p>
-----	---

装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備

元年度	<p>●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の定期整備に関する基盤の構築が完了した。 ●平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。</p>
-----	---

派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン湾における警戒監視、情報収集及び民間船舶の護衛等

元年度	<p>●令和元年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。 ●令和元年度の護衛艦の活動実績については、25回の護衛回数の中で延べ27隻の商船の直接護衛を実施するとともに、284日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を238回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2019年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認されなかった。) ●令和2年2月から6月までの間、CTF151司令官及び15名程度の司令部要員を派遣した。</p>
-----	---

		<p>シーレーン沿岸国などの海洋安全保障に関する能力の向上</p> <p>元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度においては、以下のとおり実施した。 【ベトナム】 航空救難、水中不発弾処分に関するセミナー 【ミャンマー】 航空気象、潜水医学に関するセミナー 【スリランカ】 航空救難に関するセミナー及び研修 【ASEAN】 日ASEAN乗艦協カプログラム
		<p>中東地域における日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集</p> <p>元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2020年1月から派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、更に、2月から護衛艦1隻により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集を実施。 ●自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動の期間については、情勢の推移や諸外国の動向等を総合的に勘案する必要がある、海賊対処部隊の活動期限も同様の趣旨により1年であることも踏まえ、閣議決定の日(2019年12月27日)から1年間としている。

<p>担当部局名</p>	<p>防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	---------------------------	----------------------	---------------